

(社)日本WHO協会の沿革

- 1948 [「WHO憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関(WHO)が発足する。]
- 1965 WHO憲章の精神普及を目的とする社団法人日本WHO協会の設立が認可された(本部京都)。会報発行、WHO講演会等の事業活動を開始。
- 1966 世界保健デー記念大会開催事業を開始。
- 1970 青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を開始。
大阪万博を記念し、造幣局製の記念メダルを製作。
- 1981 老年問題に関する神戸国際シンポジウムを主催。
- 1985 WHO健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を開講。
- 1994 海外のWHO関連研究者への研究費助成事業を開始。
- 1998 京都にてWHO創設50周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を開催。
- 2000 WHO健康フォーラム2000をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を展開。
- 2006 事務局を京都より大阪市内へ移転。
- 2007 財団法人エイズ予防財団(JFAP)のエイズ対策関連事業への助成を開始。
- 2008 事務局を大阪商工会議所内に移転。定期健康セミナー事業を開始。
- 2009 「目で見えるWHO」を復刊。パンデミックとなったインフルエンザに対応し、対策セミナーを開催。
- 2010 WHO神戸センター所長を招き、フォーラム「WHOと日本」を開催、WHOへの人的貢献の推進を提唱

第二次世界大戦の硝煙さめやらぬ1946年7月22日、世界61カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948年4月7日国連の専門機関として世界保健機関WHOが発足しました。

当協会は、このWHO憲章の精神に賛同した人々により、1965年に民間のWHO支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO憲章精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

歴代会長・理事長、副会長・副理事長(在職期間)

会 長 ・ 理 事 長

中野種一郎(1965-73)
平沢 興(1974-75)
奥田 東(1976-88)
澤田 敏男(1989-92)
西島 安則(1993-06)
忌部 実(2006-07)
宇佐美 登(2007-09)
関 淳一(2010-)

副 会 長 ・ 副 理 事 長

松下幸之助(1965-68)	加治 有恒(1996-98)
野辺地慶三(1965-68)	坪井 栄孝(1996-03)
尾村 偉久(1965-68)	堀田 進(1996-04)
木村 廉(1965-73)	奥村 百代(1996-06)
黒川 武雄(1965-73)	末舛 恵一(1996-04)
武見 太郎(1965-81)	中野 進(1998-06)
千 宗室(1965-02)	高月 清(2002-06)
清水 三郎(1974-95)	北村 李軒(2002-04)
花岡 堅而(1982-83)	植松 治雄(2004-06)
羽田 春免(1984-91)	下村 誠(2006-08)
佐野 晴洋(1989-95)	市橋 誠(2007)
河野 貞男(1989-95)	更家 悠介(2008-)
村瀬 敏郎(1992-95)	

「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。しかし、現在では、表現が難しすぎるという声も少なくありませんでした。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:
Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.
The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.
The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.
The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all.
Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.
Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.
The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.
Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.
Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.
ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶこととなります。

子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

前号（第45号 春号）のあらまし

エイズ問題に思う—WHOとのご縁 島尾 忠男
WHO グローバルフォーラム「都市化と健康」に参加して
関 淳一
講演録 フォーラム「WHO と日本」
第2部 ～WHO への日本の貢献～
「WHOが期待する人材」 遠藤 弘良
講演録 日本WHO 協会第1回禁煙セミナー
「我が国のたばこ規制の現状と課題」 大島 明
「社内禁煙の取り組み 事例紹介」 藤原 裕和
「シャープ健康保険組合の禁煙の取り組み」 玉井 洋三

前々号（第44号 錦秋号）のあらまし

フォーラム「WHO と日本」開催報告
フォーラム「WHO と日本」講演録
都市化と健康 ジェイコブ・クマレサン
保健衛生
都市の発展と保健衛生 中辻 英二
保健と健康
都市と感染症 吉田 英樹
第4 回定期健康セミナー
脳卒中とはどんな病気か、
どのようにして予防したらよいか
～ピンピンコロリへの道～ 松本 昌泰

●社団法人 日本 WHO 協会 事務局だより

当協会では、本年4月よりインターネットメールによる情報配信を始めています。WHO が制定している各種記念日の告知、WHO が進めようとしている政策の動向、WHO 神戸センターでのイベント開催案内、その他のWHOに関する情報ははじめ、人々の健康に関わる啓発情報をタイムリーにお知らせしております。メールマガジン「(社) 日本 WHO 協会 NEWS」の読者登録はメールにて info@japan-who.or.jp 宛に「メルマガ配信希望」としてお申込み下さい。

「(社) 日本 WHO 協会 NEWS」メールマガジン既刊各号の目次

2011-4-4 発刊

- (社) 日本WHO協会NEWS vol. 1
- ・放射能に関するWHOのQ&A
 - ・世界保健デー2011のテーマが決まりました
 - ・東日本大震災義捐金の募集

2011-4-18 発刊

- (社) 日本WHO協会NEWS vol. 2
- ・マラリアとの戦いは続いています
 - ・WHOの有害飲酒規制 その後の動向
 - ・世界保健デー2011 薬剤耐性の脅威—今動かなければ明日は手遅れに

2011-4-28 発刊

- (社) 日本WHO協会NEWS vol. 3
- ・国際的風評被害へのWHOの役割について
 - ・WHO神戸センターの年次報告書が発刊

2011-5-12 発刊

- (社) 日本WHO協会NEWS vol. 4
- ・WKCのフォーラムが開催されます
 - ・5月31日は世界禁煙デーです
 - ・NCDsの4つのリスク



金鳥は世界で初めて
除虫菊から蚊取線香を発明しました。

広告



KINCHO

www.kincho.co.jp

